（意見の聴取）

第15条　文部科学大臣は、規則第１条第１項第２号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする。

（定期的な書類の提出等）

第16条　文部科学大臣は、指定教育施設の設置者に対し、毎年度、文部科学大臣が別に定める日までに、第14条第１項各号に掲げる書類及び高等学校等就学支援金が生徒の授業料に係る債権の弁済に充当されていることが確認できる書類の提出を求めるものとする。

２　文部科学大臣は、前項に規定するもののほか、指定の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、指定教育施設の設置者に対し、必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第17条　文部科学大臣は、指定教育施設が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第１条第１項第２号ハの規定による指定を取り消すことができる。

一　第２章に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。

二　重大な法令違反があり、指定が適切でないと認められるとき。

三　前条に規定する書類の提出又は報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

２　文部科学大臣は、前項の指定の取消しを行う際には、必要に応じ、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くことができる。

（留意事項及びその履行の状況の確認）

第18条　文部科学大臣は、指定教育施設の設置者が留意すべき事項（次項において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

２　文部科学大臣は、留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、指定教育施設の設置者に対し、その履行の状況について報告を求めることができる。

（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか、指定教育施設の指定の基準及び指定の手続等に関し必要な事項は、文部科学大臣が別に定める。

附　則

１　この規程は、決定の日から施行する。

２　第14条第３項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成22年11月30日とする。

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間809円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県自動車小売業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

神奈川労働局長　及川　　桂

第４号中「１時間828円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月20日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間860円」を「１時間865円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月17日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　昌志

第４号中「１時間729円」を「１時間736円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　昌志

第４号中「１時間795円」を「１時間808円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　昌志

第４号中「１時間771円」を「１時間782円」に改める。

人事院関係

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成22年11月12日をもって満了した。

平成 22 年 11 月 15 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成21年度皇宮護衛官採用試験

平成 22 年度土地改良換地士資格試験の合格者の公表について

平成22年度土地改良換地士資格試験の合格者を決定したので、その氏名を次のとおり公表する。

平成 22 年 11 月 15 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
101Ａ―10	濱下　尚志	502Ａ－７	尾河　厳仲
101Ａ―20	若林　　智	602Ｂ－１	上田　　稔
101Ｂ－１	中谷　靖章	602Ｂ－２	大亦　昌史
101Ｂ－３	辻野　光男	604Ａ－１	小濵　照明
101Ｂ－５	表　　正温	604Ａ－４	萩原　貞二
205Ｂ－１	武田　　諭	604Ａ－５	西尾　彰洋
301Ａ－１	宮本　忠雄	704Ａ－２	中森　泰彦
308Ｂ－１	福嶋　一郎	803Ｂ－４	松山　芳英
401Ａ－２	高本　真奈	804Ｂ－３	井川　美代
404Ｂ－３	中西佳代子	807Ｂ－１	有村　昌一